# 豊田市感震ブレーカー設置等補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和４５年規則第３４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、感震ブレーカー設置等に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において感震ブレーカーとは、地震発生時において一定以上の揺れを感知して、電気を遮断することで電気に起因する出火を防止するための機器であって、次の各号に掲げるものをいう。

（１）一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤(JWDS０００７ 付2)の規格で定める構造及び機能を有する内蔵型のもの。

（２）一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤(JWDS０００７ 付2)の規格で定める構造及び機能を有する後付型のもの。

（３）前２号と同程度の機能を有する一般財団法人日本消防設備安全センターによる消防防災製品等推奨証の交付を受けているもの。

（４）一般財団法人日本消防設備安全センターによる消防防災製品等推奨証の交付を受けている簡易タイプ及びコンセントタイプのもの。

（補助金の交付目的）

第３条　この補助金は、地震の揺れに伴う電気機器からの出火及び停電復旧時に起こる火災の発生を防ぐ感震ブレーカーの設置等に係る補助金を交付することにより、地震発生時における住宅からの出火の予防並びに自助による市民の防災力の向上に資することを目的とする。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

（１）市内に自らが所有し、居住する又は居住しようとする住宅に感震ブレーカーを設置しようとする個人（設置する住宅が賃貸目的の住宅である場合においては、当該住宅の居住者が設置する場合に限る。）

（２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者

（３）豊田市税を滞納していない者

（補助対象事業）

第５条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

（１）市内に所有し、居住する又は居住しようとする住宅の分電盤を第２条第１号に該当する感震ブレーカーが内蔵された分電盤に取り付けること。

（２）市内に所有し、居住する又は居住しようとする住宅の既設分電盤に第２条第２号に該当する感震ブレーカーを取り付けること。

（３）市内に所有し、居住する又は居住しようとする住宅に、分電盤とともに第２条第３号に該当する感震ブレーカーを取り付けること。

（４）市内に所有し、居住する又は居住しようとする住宅に第２条第４号に該当する感震

ブレーカーを購入すること。ただし、補助の対象となる感震ブレーカーは、新品のものとする。

2　前項に定める事業で助成する住宅は国、地方公共団体の所有でないものとする。

（補助金の額等）

第６条　補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて定める額とし、予算の範囲内において交付するものとする。ただし、この要綱に基づく補助金の交付は、１戸につき１回限りとする。

（１）前条第１項第１号、第２号又は第３号に該当する場合は、その取替え又は取付けに要する費用に２分の１を乗じた額とし、１戸あたり２０，０００円を上限とする。

（２）前条第１項第４号に該当する場合は、その購入及び設置に要する費用に２分の１を乗じた額とし、１戸あたり３，０００円を上限とする。

2　補助金の額の決定に当たっては、算出された額に１００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

（１）第５条第１項第１号、第２号又は第３号に該当する事業の場合

感震ブレーカーを設置（機器の購入を含む）する前に、感震ブレーカー設置等補助金交付申請書（様式第１号－１）に、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

ア　設置前の写真

イ　費用の内訳が分かる見積書

ウ　規格適合品であることが分かるカタログ等

エ　その他市長が必要と認める書類

（２）第５条第１項第４号に該当する事業の場合

感震ブレーカーの購入及び設置後に、感震ブレーカー設置等補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号－２）に、次に掲げる書類を添付して、購入日から３０日を経過した日又は２月末日のいずれか早い期日までに提出するものとする。

ア　領収証の写し（領収証を添付できない場合は、購入店舗証明欄への記載をもって代えることができる。）

イ　口座名義人、口座番号等が明記されている通帳等の写し

ウ　その他市長が必要と認める書類

2　第１項第２号の規定による提出があったときは、当該提出をもって実績報告があったものとみなす。

（交付の決定）

第８条　市長は、前条第１項第１号の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ実態調査等を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、感震ブレーカー設置等補助金交付決定通知書（様式第２号－１）により、申請者に通知するものとする。

2　市長は、前条第１項第２号の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、感震ブレーカー設置等補助金交付決定兼確定通知書（様式第２号－２）により申請者に通知するものとする。

３　補助金の交付の決定をする場合において、市長は、補助金交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付することができる。
４　前条第１項第１号に該当する申請者は、交付決定の通知後に、当該申請に係る感震ブレーカーを設置しなければならない。
（申請内容の変更）
第９条　交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更する場合は、直ちに市長に感震ブレーカー設置等補助金交付変更承認申請書（様式第３号。以下「変更承認申請書」という。）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。
２ 市長は、前項の規定による変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第８条第１項の規定による決定を変更することができる。
（変更決定の通知）
第１０条　市長は、前条第２項の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、感震ブレーカー設置等補助金変更決定通知書（様式第４号）により、交付決定者に通知しなければならない。
（完了報告等）
第１１条　交付決定者は、第５条第１項第１号、第２号又は第３号に該当する場合において、感震ブレーカーの設置等が完了（廃止及び中止を含む。以下「完了等」という。）したときは、完了等の日から起算して３０日を経過した日又は交付を決定した日が属する年度の２月末日のいずれか早い期日までに、感震ブレーカー設置等補助金実績報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
（１）領収証の写し
（２）設置後の写真
（３）その他市長が必要と認める書類
２　第５条第１項第４号に該当する場合は、第７条第１項第２号の規定による提出をもって、前項の実績報告があったものとみなす。
（額の確定及び交付）
第１２条　市長は、前条第１項の規定による実績報告書が提出されたときは、その内容を確認し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、感震ブレーカー設置等補助金確定通知書（様式第６号）により交付決定者に通知した後に、当該額を交付するものとする。
２　この通知を受け取った後は、速やかに所定の請求書（様式第７号）を提出すること。
３　第５条第１項第４号に該当する場合は、第８条第２項の規定による交付の決定をもって補助金の額の確定をしたものとみなし、当該決定後に補助金を交付するものとする。
（検査等）
第１３条　市長は、交付決定者に対して、補助金に関する必要な事項を指示し、報告を求め、又は検査することができる。
（交付決定の取消し又は補助金の返還）
第１４条　市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（１）この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件に違反したとき。
（２）補助金を交付の目的以外に使用したとき。
（３）提出書類において虚偽の申請、又は補助金の交付に関し不正な行為があったとき。
（４）第４条第２号の要件に違反したとき。
（５）前条第１項の報告を拒否したとき又は検査に協力しなかったとき。
（６）その他補助金の運用を不適当と認めたとき。

（免責）

第１５条　補助金の交付を受けて感震ブレーカーを設置した住宅について、地震の発生等による被害が発生した場合においても、市はその責任を負わない。

（雑則）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

（要綱の失効）

２　この要綱は、令和１１年３月３１日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。